

外来の患者様へ

『院外処方』のお知らせ

この度、令和4年2月1日（火）より、お薬の処方は『院外処方』に変更となります。4日以内に保険薬局へ「処方箋」を持参し、お薬を受け取っていただきますようお願い致します。

ご不便をおかけいたしますが何卒よろしくようお願い致します。

院外処方は、次のような利点があります。

1. 他の病院・医院と同じ薬の重複投与や、飲み合わせなどのチェックをしてもらえます。
2. 残っているお薬の整理をしてもらう事ができます（残薬管理）。
3. 服用するお薬を医師と薬剤師が二重チェックすることにより安全性がより一層高まります。
4. 薬局の薬剤師に薬の飲み方や保存の仕方など、気軽に相談に乗ってもらえます。